

### 自治会防犯街路灯の 光熱費補助申請を お忘れなく

市では、自治会で維持管理をしている自治会所有の防犯街路灯に対し、光熱費の補助を行っています。申請期間外の受付は行いませんので、必ず期間内に申請してください。

**申請期間** 12月15日(水)～平成23年1月31日(月)

※閉庁日を除く

**申請場所** ○道路補修課恩多分室(恩多町5-31-7)

○道路補修課(本庁舎4階) 問い合わせ 都市環境部道路補修課

### 国民年金

こんなときには  
届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届け出は加入する時だけでなく、勤め先などが変わったときにも必要です(下表参照)。

もし、届け出をしなかった場合は、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。必ず届け出をしましょう。

| 届け出が必要なとき                     | こんなとき手続きを   | 手続きに必要なもの                                    |
|-------------------------------|---|--|
| 20歳になったとき(厚生年金や共済年金の加入者を除く)   | 20歳になって職場の年金(厚生年金や共済年金)に加入していないかたは、国民年金の加入が必要です。                                      | ・印鑑(本人自署の場合は不要)                              |
| 会社に就職したとき(厚生年金や共済年金に加入した場合)   | 60歳になる前に就職して、厚生年金、共済年金等に加入したときは、本人の勤務先を経由しての届け出になりますので役所での手続きは不要です。                   | ・勤務先に確認してください                                |
| 会社を退職したとき(厚生年金や共済年金に加入している場合) | 厚生年金や共済年金に加入していたかたが60歳前に退職したときは、国民年金に加入する手続きをしてください。扶養する配偶者がいるかたは、併せて種別変更の手続きをしてください。 | ・年金手帳<br>・退職年月日がわかるもの<br>・印鑑(本人自署の場合は不要)     |
| 被扶養配偶者(第3号被保険者)になったとき         | 結婚したり、収入が減ったりして配偶者に扶養されるようになったときは、種別変更の手続きをしてください。                                    | ・配偶者の勤務先に確認してください                            |
| 被扶養配偶者(第3号被保険者)ではなくなったとき      | 収入が増えたり、配偶者が会社を退職したときは、種別変更の手続きをしてください。   | ・年金手帳<br>・扶養からはずれた日がわかるもの<br>・印鑑(本人自署の場合は不要) |
| 第3号被保険者の配偶者が転職したとき            | 配偶者が転職したときは、引き続き第3号被保険者となることの確認を受ける手続きをしてください。  | ・配偶者の勤務先に確認してください                            |

### 「市税」・「国税」の 電子申告システムを 「ご存じですか」

#### 市税の電子申告

市税の申告には、便利な「eLTAx(エルタクス)」(エルタクス)をご利用ください。

市では、12月20日から「eLTAx(エルタクス)」を利用して市税の電子申告・電子申請による受付を開始します。

eLTAxを利用されると、これまで用紙で行っていた市税の申告・届け出が、インターネットにより職場や自宅のパソコンから行うことができます。

**対象** 法人・個人事業主のかた  
※個人のかたの市・都民税申告は、eLTAxでは提出できません。

#### 「国税」の電子申告

国税電子申告・納税システム「e-Tax(イータクス)」をご利用ください。

**対象税目** ○市・都民税(住民税) 〇給与支払報告書の提出 〇特別徴収関連手続き

〇法人市民税 〇法人市民税申告 〇法人設立・異動届出など 〇固定資産税(償却資産) 〇償却資産申告

**利用方法** 初めはeLTAxを利用される法人・個人事業主のかたは、「利用届出」が必要です。※すでに東村山市以外の市区町村・都道府県への申告等でeLTAxを利用している場合は、利用届けの変更(手続きの追加)が必要です。

★詳細は、eLTAxホームページをご確認ください。  
(http://www.eitax.jp) 問い合わせ 市民部課税課

#### 添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略できます。

※確定申告期限から3年間は、書類の提出又は提示を求められることがあります。

**利用方法** e-Taxの利用には、電子証明書の取得(手数料あり)などの事前準備が必要です。詳細は国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

※電子証明書を取得しているかたは、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限が3年です。有効期限切れの場合は新たに取得する必要があります。  
問い合わせ 東村山税務署(☎394・6811代表)

### 「ふれあいセンター」を「ご存じですか」③

問い合わせ 市民部市民協働課

ふれあいセンターは、市民の皆さんの身近な地域コミュニティ施設です。地域の市民協議会の方々によって管理運営を行い、多くの市民の皆さんに愛されご利用されています。今回は2館を紹介して、シリーズの最終回となります。

#### 「久米川ふれあいセンター」

「久米川ふれあいセンター」は平成15年5月に、市内4番目のふれあいセンターとして開館しました。9時30分

**休館日** 水曜日、年末年始  
**場所** 久米川町3-16-4  
当センターは、旧鎌倉街道の史跡の旧路の風景が少し残る久米川付近にあり、久米川町1丁目5丁目の自治会長連絡協議会と行政との長年の協議の上、平成15年11月に念願がかない、開館しました。

現在、利用登録団体は、子育て世代から高齢者などさまざまな地域住民の方々で構成されています。

当センターは、会長以下市民協議会の役員・事務職員で管理運営を行っています。

市民協議会の行事として、久米川ふれあいセンターまつり(10月)、コミュニティ推進部のふれあいカラオケタイム、ふれあい健康体操、ふれあい親子サロン・絵本の読み聞かせ会など、さまざまな活動を行っています。おかげさまで、今年10月には、第7回久米川ふれあいセンターまつりを開催できました。

#### 「秋水園ふれあいセンター」

また、広報部活動として年に数回「久米川ふれあいセンターだより」(ふれあいセンタートビックス)を発行しています。

これからは当センターは、地域の憩いの場として、子どもからお年寄りなど、多くの地域住民の方々にご利用頂けるよう、市民協議会役員と事務職員で協力して歩んでいきます。

**問い合わせ** 久米川ふれあいセンター(☎395・8685)

「秋水園ふれあいセンター」は平成15年7月に、市内5番目のふれあいセンターとして開館しました。

そんな恵まれた施設の管理運営には、市民協議会のメンバー30名が指定管理者として携わっています。これからも、多くの方々の憩いの場として、気楽に利用できる秋津町のシンボル施設として、市民協議会の運営委員・職員が一丸となって頑張っていきたいと思います。

**問い合わせ** 秋水園ふれあいセンター(☎395・8177)



秋水園ふれあいセンター(芝生庭園側から)

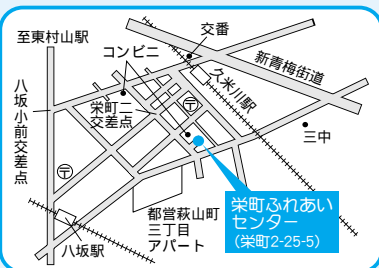
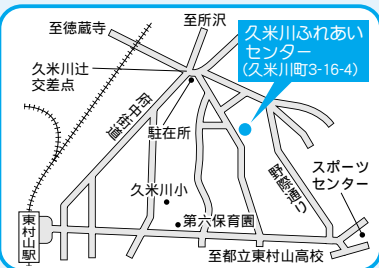
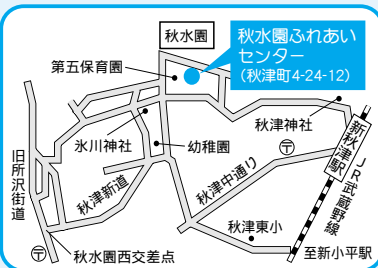


久米川ふれあいセンター

#### ふれあいセンター 一覧表

| 施設名         | 電話番号        | 休館日 | 開館時間         |
|-------------|-------------|-----|--------------|
| 多摩湖ふれあいセンター | ☎398 7851   | 水曜日 |              |
| 恩多ふれあいセンター  | ☎399 - 1551 | 水曜日 |              |
| 栄町ふれあいセンター  | ☎390 - 3283 | 月曜日 | 午前9時～午後9時30分 |
| 久米川ふれあいセンター | ☎395 - 8685 | 水曜日 |              |
| 秋水園ふれあいセンター | ☎395 8177   | 月曜日 |              |

年末年始は休館します。詳しくは各ふれあいセンターへお問い合わせください。



### 「ふれあいセンター」の案内図